

# [各論I] 企業減税偏重の 2007年度税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

## ● 2007年度税制改正の性格

「平成19年度税制改正の大綱」の書き出しは、2007年度税制改正について、「現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、わが国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しを行うとともに、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、納税環境整備等について所要の措置を講ずること」とすると説明している。

だが、この説明だけではよく分からないので、「大綱」の内容を精査し読み解いたところ、次のような2007年度税制改正の基本的な性格が浮かび上がってきた。

第1に、成長重視の安倍内閣の下、景気回復で企業収益が上がっているにもかかわらず、企業減税中心の税制改正を目指すことになった点である。

第2に、「格差社会」の到来が言われ、所得格差が広がっているにもかかわらず、税制面から何の対応も取ろうとしていない点である。

第3に、財政再建を目指す政府にとって最大の課題となる消費税率の引上げを含め、あるべき税制の構築については、今夏の参院選への影響を回避するため、2007年秋以降に本格的検討を先送りしてしまった点である。

第4に、個人向けの小規模な減税項目も含まれているが、家計への恩恵は薄いばかりでなく、すでに決まっている2007年度中の定率減税の全廃で、2007年度の家計への負担は相当重いものとなる点である。

2007年度税制改正の主な内容は、(1)経済活性化のための企業減税(①減価償却制度の見直し、②中小企業対策税制〔同族会社の留保金課税の撤廃、エンジェル税制の延長・拡充、取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設〕、③組織再編税制・信託税制・移転価格税制)、(2)暮らしに関連する税制の改正(④住宅・土地税制の改正〔住宅ローン減税の延長・拡充、買い替え特例の延長、バリアフリー改修促進税制の創設〕)、(3)金融証券税制の改正(⑤証券優遇税制の一年延長)、(4)その他(⑥再チャレンジや子育ての支援税制)等である。以下、これら①～⑥の順に内容を紹介し、その意義を問うこととする。

## ● 40年ぶりの減価償却制度の大幅見直し

成長重視路線を取る安倍内閣の税制改革の目玉が企業減税である。企業減税の中心になるのは、減価償却制度の見直しである。経済界が求めていた法人課税の実効税率(国税と地方税を合わせた法人の所得に対する税率水準のことで、損金処理を調整して算出する)の引下げは見送られた。

日本の法人課税の実効税率は、40%強でアメリカとほぼ同水準であるが、確かに30%台前半のイギリスやフランス、中国等と比べればなお高い水準にある。これを根拠に、グローバル化の中で国際競争を展開している大企業は、法人課税の実効税率の引き下げ論を主張する。しかし、成長重視路線を取る安倍政権でさえ、それを直ちに実施しようとしないうちは強い反対意見が存在するからである。

第1に、2007年に定率減税の廃止で家計に増税を求め、さらに参院選後の消費税引き上げも検討しているのに、他方で収益を上げているにもかかわらず労働分配率の引上げに消極的な企業に法人課税の実効税率の引下げは認められないという批判がある。

第2に、企業の公的負担は法人税の負担だけではなく、社会保険料雇主負担もあるので、両者を合わせて国際比較すると日本の法人の公的負担率は、他の先進諸国と比べて高いとはいえず、法人税率引下げ論は愚かだという批判がある（小川正浩「法人税率引き下げ論の愚」『生活経済政策』No.119、2006年12月）。

第3に、法人税率を1%引き下げると税収が4,000～5,000億円減るので、もし欧州並みの税率にするには5%以上の税率引下げが必要だが、そうすると2兆円以上の減税となってしまう、とても財政再建と両立しないという批判がある。

第4に、法人税率を引き下げても、税引き後の投資収益は増えるが、支払利子のうち損金算入できる額が減るので資本コストが上昇し、両者が打ち消し合って、企業の設備投資を増やさないという野口悠紀雄教授のような批判もある。

さて、減価償却制度の方はどのように見直しされるのであろうか。要点は、次の3点である。①2007年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで償却できる（つまり全額損金算入できる）こととする。②2007年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、

5年間で1円（備忘価額）まで償却できる（つまり全額損金算入できる）こととする。③フラットパネルディスプレイ製造設備等の法定耐用年数を従来の8～10年から5年に短縮する。

企業の減価償却制度のこのような見直しは、欧米やアジアの動向に合わせ競争力を高めようとするものであるが、ほぼ40年ぶりの大幅見直しで、この間にもう少し早く手を打っておくべきではなかったかと思われる。減価償却制度の見直しによる設備投資の押し上げ効果については、第一生命経済研究所は1%程度と試算している。なお、企業の減価償却制度を見直した場合、これに合わせて、設備の資産としての価値を評価し、価額を算出する固定資産税も減免すべきだとの声が経済界や経済産業省等から上がっていたが、地方自治体や総務省が「自治体の財源がなくなる」と反対し、新規投資分も含めて固定資産税の減免は見送られることになった。

## ● 手厚い中小企業対策税制

減価償却制度の見直しによって大きな恩恵を受けるのは、どちらかというと大企業である。それとのバランスを考え、また成長路線に立つベンチャー企業の育成を重視した安倍内閣は、中小企業に対する次のような手厚い税制面からの支援策を取ようになった。

第1に、同族会社の内部留保に最高20%の法人税を課している留保金課税を資本金1億円以下（の中小企業）に限り廃止する。留保金課税廃止は、ベンチャー企業などの資本蓄積を促す効果が期待されてのことである。だが、元来留保金課税制度は所得が完全に把握されるサラリーマンとの公平性を企図して設けられたものであり、廃止するなら税務調査を強化せよという声が上がってくるのは避けられない。なお、実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,000万円（現行800万円）に引き上げる改正も行

われることに留意すべきである。

第2に、投資リスクの高い、創業期のベンチャー企業を支援するための投資優遇税制(エンジェル税制)が拡充される。2007年3月末に期限が切れる株式譲渡益の課税額を半減する特例を2009年3月末まで延長する他、投資優遇となる企業の範囲をこれまでの製造業中心からサービス業や小売業にも広げる。

第3に、相続時精算制度について、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができることとするとともに、2,500万円の非課税枠を3,000万円に拡充する。ただ、この政策が経済活力の維持にどこまで有効なのか、また、一般的に相続税負担が低下している中で、こうした制度の拡大は格差の拡大につながらないか疑問が残る。

## ● 組織再編税制・信託税制・移転価格税制

2007年5月から会社法の施行により三角合併が可能となり、企業組織再編の選択肢が増える。グローバル化に対応した動きであるが、これに伴って税制面での備えが必要になった。三角合併解禁により、外国企業が自社株を対価に日本企業を完全子会社化できるようになる。外国企業が日本の子会社と日本企業を合併させ、日本企業の株主に対して持ち株と交換で自社株を交付するのが三角合併の仕組みであるが、現行の税制では株式交換によって譲渡益が出たと見なして課税する場合もあるので、2007年度税制改正では実際に交換で得た株を売却して譲渡益が実現するまで課税を繰り延べすることになった。

ただし、合併する企業同士の事業に関連性がある場合など、通常の合併・買収と同じ条件を満たす場合に限定した。国際的な企業再編に前向きに対応せざるをえない面と、他方で節税目的で三角合併を利用するケースが多発する可能性もあり、一定の歯止めをかけることになったものと思われる。しかし、いずれ外国企業は、この歯止めの撤廃を求めてこよう。

信託税制に関しては、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した税制を整備するとともに、租税回避防止の観点も入れて、受託者段階での法人課税を行う等、課税の中立性と公平性のバランスを取る措置が一応講じられている。

移転価格税制に関しては、運用の見直しが行われる。移転価格税制というのは、企業が国外関連者との取引を第三者との通常の取引価格(独立企業間価格)に比して低価又は高価で行ったことにより、その法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして法人税課税を行うものである。

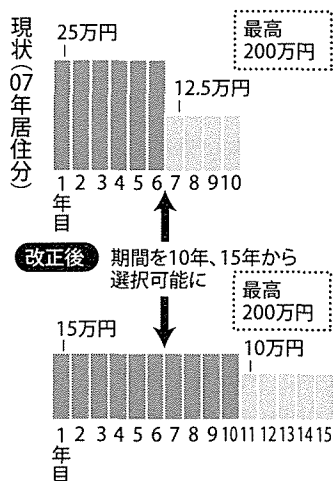
今なぜ移転価格税制が問題になっているのか。国税庁が移転価格税制に基づいて追徴課税した件数は2005年7月～2006年6月までの1年間に100件を超え、その前1年間と比べて45%も増え、また申告漏れの総額も2800億円と過去最大に膨らんでおり、所得計算をめぐって国税庁と企業が対立するケースが増えていることが背景にある。ただ、子会社が海外で納税した後で、移転価格税制を適用されると、同じ利益に2つの国から課税される二重課税の状態になってしまう。

この場合、企業は2つの国の税務当局に解消を求める「二国間協議」を申し立てることができる。2007年度税制改正では、外国で納税済みの企業は移転価格税制が適用され、そのような「二国間協議」の申し立てをして申請した場合には、納税猶予措置が取られることになった。確かに、それによって企業は二重課税状態を回避できる可能性は高まる。しかし、租税条約を締結していない国との二国間協議は申請できないので、依然二重課税のリスクは残る。

## ● 暮らしに関連する税制の小規模改正

暮らしに直接関わりのある税制改正としては、住宅・土地税制に関わる3つの小規模改正を挙げることができる。企業減税ばかり目立つので、夏の参院選を睨めば、批判をかわすためにも家計向けにも何か

図1 住宅ローン減税の目減り救済の仕組み（金額は控除限度額）



出所：「朝日新聞」2006年12月15日付（朝刊）。

減税項目があることを示しておきたかったのであろう。

第1は、住宅ローン減税の延長・拡充である。住宅ローン残高の一定割合を所得税額から差し引く住宅ローン減税の適用期間は現在10年であるが、2007年と2008年の入居者に限り、期間15年も選べるようにする。これは、2007年から始まる国から地方への税源移譲に伴って、所得税が減るため減税の恩恵を受けられなくなる反面、減税対象ではない個人住民税が増える中低所得者に対して、期間15年を選ぶことによって図1のように、住宅ローン減税の目減りを救済しようとするものである。

第2は、住宅の買い替え特例の3年間の延長である。取得から10年を超えた住宅を売却し、新住居に買い替えた場合、譲渡益が出ても、新住居を売却するまでは譲渡益に課税しない「買い替え譲渡益特例」が1993年以来実施されていて、2006年末に期限切れになるところを2009年末まで延長することになった。また、取得後5年を超えて住んでいた住宅を売却し、損失が出て住宅ローンが残った場合、住宅ローン残高と売却額の差額を上限に、損失をその

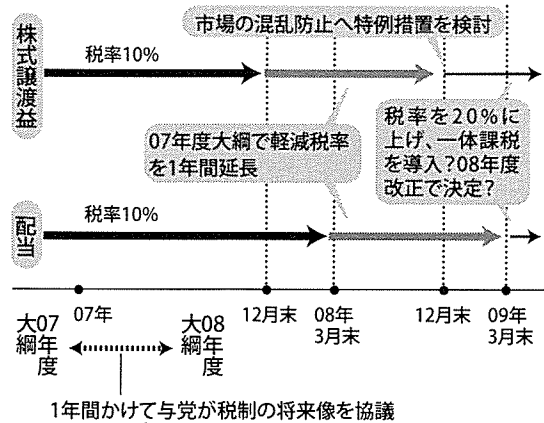
年と翌年以後3年間課税所得から差し引ける特例も2004年から実施されていて、2006年末に期限切れとなるところを2009年末まで延長することになった。こうした特例措置を残すのは、地方都市ではなお地価下落が続いており、またバブル期に高値で買った住宅に含み損が残っており、今特例を廃止すれば需要を冷え込ませてしまうと判断したためであろう。

第3は、高齢者等がいる世帯がローンを組んでバリアフリー改修をする際の減税措置である。毎年末のローン残高（200万円が上限）の2%に当る額を5年間、所得税額から差し引く。5年で計20万円の所得税額控除を受けることが可能である。この住宅ローン減税の対象に改修工事を加える他、家屋にかかる固定資産税の3分の1を1年間減額する。

## ● 証券優遇税制の一年延長

図2に示されるように、上場株式等の譲渡益と配当には10%の軽減税率が適用されているが、譲渡益は2007年12月末に期限切れとなるので2008年

図2 証券税制 見直しの工程表



出所:「日本経済新聞」2006年12月15日付(朝刊)。

12月末まで延長し、また配当は2008年3月末に期限切れとなるので2009年3月末まで延長することになった。証券優遇税制については、証券業界から「廃止が株式市場に悪影響を与えかねない」と強い存続要求が出される一方、「金持ち優遇」との批判も強く、2007年度税制改正の焦点となっていたが、今夏の参院選まで株価の下落要因を作りたくないとの政府の意向が働いて、証券優遇税制は1年延長となった。

軽減期間が終了したら本則の20%税率に戻る方針のようであるが、そうすると株式市場が冷え込む恐れもあるので、貯蓄から投資への流れに逆行しないためにも、様々な金融取引で生じる損益を相殺して納税額を圧縮する「金融所得一体課税」を本格的に導入せざるをえなくなるだろう。そのためには、金融取引に限定した納税者番号制度の導入も不可欠となる。いずれにせよ、2008年度の税制改正の議論において、軽減税率存廃の議論が再燃すると予想される。

## 再チャレンジや子育ての支援税制

小泉構造改革の下で目立ってきた格差社会や競

争社会の中で弱い立場にある者に対して、小泉内閣との違いを出すためにも、また参院選対策としても、税制面から一定の支援策を打ち出さざるをえなくなった。また合計特殊出生率が先進国の最低水準まで落ちてきている中で、税制面の支援策を打ち出さざるをえなかった。こうして、再チャレンジや子育ての支援税制が導入されることになった。

再チャレンジ支援の税制というのは、高齢者や障害者、母子家庭世帯主を一定基準以上に雇用する企業に寄付を行った場合、寄付した個人や企業の税負担を軽減するものである。だが、現行税制が認めた寄付金の非課税枠を使い切っている企業は少ないので、この制度が利用されるかどうか疑問だとする声もある。

子育て支援の税制というのは、従業員向けに託児所を設置した企業が、設置にかかった経費を当初5年間は通常よりも原則30%割り増しして損金算入できるようにするものである。企業にとっては法人税額を圧縮できるメリットがある。

表1 定率減税廃止と税源委譲に伴う個人の税負担変化

(専業主婦と子ども2人があるサラリーマン、円、▲は減)

給与 収入		月額(注1)		年額(注2)
		2007年 1月～5月	07年 6月以降	
300 万円	所 得 税	0	0	0
	個人住民税	0	100	700
	合 計	0	100	700
500 万円	所 得 税	▲2,250	▲2,250	▲47,600
	個人住民税	0	5,400	65,200
	合 計	▲2,250	3,150	17,600
700 万円	所 得 税	▲5,720	▲5,720	▲71,200
	個人住民税	0	9,400	112,200
	合 計	▲5,720	3,680	41,000
1,000 万円	所 得 税	▲5,190	▲5,190	▲28,700
	個人住民税	0	9,800	117,500
	合 計	▲5,190	4,610	88,800
1,500 万円	所 得 税	240	240	108,200
	個人住民税	0	2,400	28,400
	合 計	240	2,640	136,600

注1:06年6-12月との比較。所得税はボーナス除く。

注2:ボーナスを含めた影響。07年6月以降の負担変化を平年度ベースで表した。

出所:「日本経済新聞」2006年12月15日付、(朝刊)。

## ● むすび：2007年度の家計負担増 1兆7,000億円超

「2007年度税制改正大綱」の参考資料を見ると、減価償却制度4,020億円、中小企業関係税制120億円等の企業減税が中心で、増税項目が余りなく、一般会計分としては4,080億円の減税(減収)となっている。こうみると、2007年度には家計への負担増がないかのように見える。しかし、2006年度税制改正ですでに決まっている所得税・住民税の定率減税の全廃や社会保険料引上げ等の負担を計算すると、前者で約1兆4,000億円超、後者で3,000億円(厚生年金と国民年金の引上げで6,000億円負担増、雇用保険料3,000億円引き下げで3,000億円負担減)、合計約1兆7,000億円超の国民負担増となりそうである。

定率減税は、所得税が2007年1月から、住民税が6月から全廃となる。また、2007年から国から地方へ約3兆円の税源移譲が行われるので、所得税は1月から減税され、住民税は6月から増税される。定率減税廃止と税源移譲に伴う個人の税負担変化は、所得階層別に見ると、表1に示される通りである。税負担増は一応緩やかな累進性を維持してはいる。しかし、もし今夏の参院選後に消費税率の引上げが決定されることになれば、逆進性の強い税だけに、税率の引上げと合わせ、逆進性緩和策が必要となろう。そして、格差社会を定着させないためには、所得税の累進性を高め、税による所得再分配機能を強める努力も、今後の税制改正においては重要な課題となるであろう。■